

令和 6 年度

入 学 説 明 会 資 料

長 崎 市 立 土 井 首 中 学 校

学校経営方針（令和 6 年度）	p 1
教室配置図.....	p 2
教育課程.....	p 3
授業・テスト.....	p 4
入学用品販売.....	p 5・6
男子学生服（標準服）の購入.....	p 7
通級指導教室.....	p 8
生徒心得.....	p 9
学校・警察の相互連絡制度.....	p 10
いじめ防止対策推進法・児童虐待防止法.....	p 11・12
tetoru の登録について.....	p 13
入学式のご案内.....	p 14

令和6年度 学校教育の基本方針 長崎市立土井首中学校

長崎市第五次総合計画（令和4年度～令和12年度）

【基本施策】G1「長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます」

【めざす姿】子どもが長崎のまちを愛する気持ちを持ち、変化に対応しながら、新たな時代を強く生き抜く力を身に付けている。

【個別施策】G1-1 確かな学力の向上

G1-2 健やかな心と体の育成

G1-3 学校・家庭・地域の連携

G1-4 安全・安心に学べる教育環境

諸法規

市の教育
方針

学校教育方針

予測困難な社会をたくましく生き抜き、知・徳・体の調和のとれた人間としての特長を最大限に発揮できる生徒の育成を図る。

そのために、「個が生きる」人権尊重の精神を基盤にし、地域に根ざした教育活動を実践する。

生徒等
の実態
保護者
の願い

学校教育目標

**主体的に行動し、
気づく目・感じる心を持ちながら、
夢の実現に向かう生徒の育成**

教育活動の到達すべきは学校教育目標。学校教育目標を中心に据えた教育活動の展開

令和6年度重点目標（学校教育目標に沿った「めざす生徒像」）

【主体的に行動】	【気づく目・感じる心】	【夢の実現に向かう】
○自らすすんであいさつできる生徒 ○自分の役割を果たす生徒 ○時間を意識して取り組む生徒 ○意欲的に自分の意見を言える生徒	○相手の気持ちを考えて行動できる生徒 ○周りの環境を整えられる生徒 ○仲間の大切さを意識して動く生徒	○夢や目標をもち、計画的に取り組む生徒 ○自分の良さに気づき生かせる生徒 ○前向きに挑戦する生徒

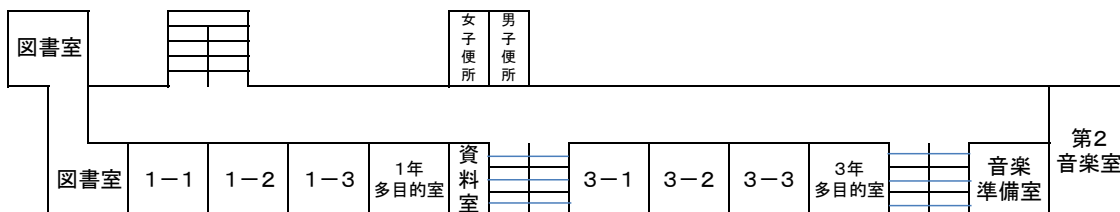
教室配置図（令和7年度予定）

※令和7年度は1年～3年とも3クラスの予定です。

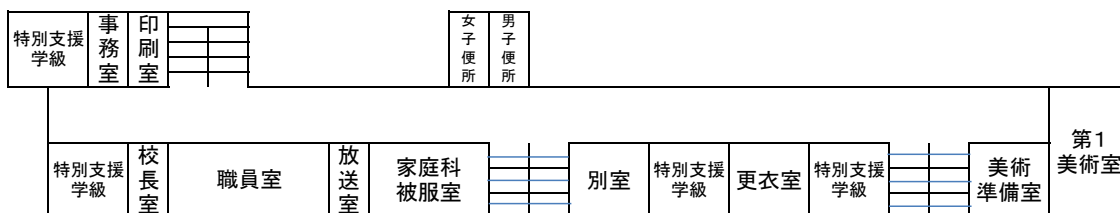
4階



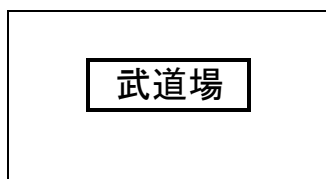
3階



2階



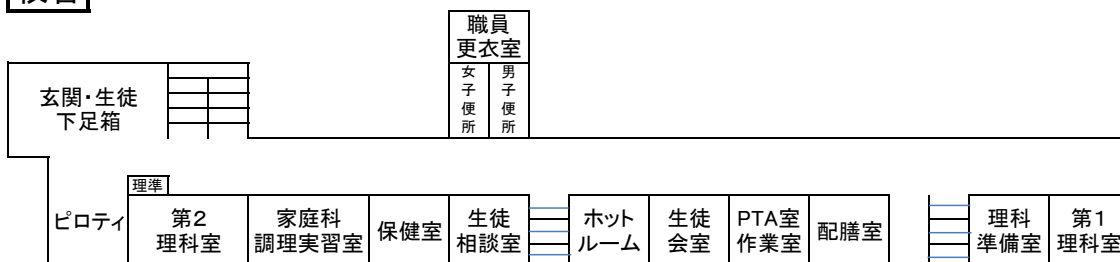
1階



技術科棟



校舎



教育活動（令和 7 年度予定）

（１） 年間授業時数

学 年	領域 期ごとの週割り	各 教 科									道 徳	総 合	特 別 活 動	時 数 合 計
		国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 体	技 家	英 語				
1 年	年間標準時数	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
	I 期（10 週）	4	3	4	3	1.5	1.5	3	2	4	1	1	1	29
	II 期（15 週）	4	3	4	3	1	1	3	2	4	1	2	1	29
	III 期（10 週）	4	3	4	3	1.5	1.5	3	2	4	1	1	1	29
2 年	年間標準時数	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
	I 期（10 週）	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
	II 期（15 週）	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
	III 期（10 週）	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
3 年	年間標準時数	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015
	I 期（10 週）	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29
	II 期（15 週）	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29
	III 期（10 週）	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29

（２） 日課表

	A 平常日課	B 5 時間授業 掃除なし	C 6 時間授業 朝読書なし 掃除なし
勤 務 開 始	8:15	8:15	8:15
朝学習・心の時間	8:20～ 8:30	8:20～ 8:30	
短 学 活	8:30～ 8:40	8:30～ 8:40	8:20～ 8:30
1 校 時	8:50～ 9:40	8:50～ 9:40	8:40～ 9:30
2 校 時	9:50～10:40	9:50～10:40	9:40～10:30
3 校 時	10:50～11:40	10:50～11:40	10:40～11:30
4 校 時	11:50～12:40	11:50～12:40	11:40～12:30
給 食 指 導	12:40～13:15	12:40～13:15	12:30～13:05
休 憩	13:15～14:00	13:15～14:00	13:05～13:50
5 校 時	14:00～14:50	14:00～14:50	13:50～14:40
6 校 時	15:00～15:50		14:50～15:40
清 掃	15:55～16:10		
短 学 活	16:15～16:25	14:55～15:05	15:45～15:55
諸 活 動 ・ 諸 会 議	16:25～16:45	15:05～16:45	15:55～16:45
勤 務 終 了	16:45	16:45	16:45
備 考	ノ一部活デー：各部活動で週に 1 回＋土・日に 1 回設定設定		

授 業 ・ テ ス ト

1 授 業

授業時間は1時間(50分)です。授業は、「教科」と「道徳」(週1時間)、「特別活動(学級活動、学校行事、生徒会活動)」(学級活動は、全学年週1時間)、「総合的な学習の時間」の4つの領域があります。
なお、授業は教科担任制です。教科や領域によって教える先生が替わります。

【必修教科】 ・国語科 ・数学科 ・音楽科 ・保健体育科 ・技術・家庭科 ・英語科 ・社会科 ・理科 ・美術科	道徳	【総合的な学習の時間】 (DT＝どのくびタイム)	【特別活動】 〈学校行事〉 入学式 卒業式 始業式 終業式 修学旅行 その他
【特別活動】 〈学級活動〉 学級内の課題などについて考えを深めます。	【特別活動】 〈生徒会活動〉 学級専門委員会、全校専門委員会、生徒総会など		

2 生徒会専門委員会

学級専門委員会

生徒は、学級委員、生活部、学習部、文化・放送部、整備部、保健体育部、図書部、厚生部のいずれかに所属し、生徒会員として生徒会活動の充実に努めます。

全校専門委員会

各学級、上記の8部より代表者をそれぞれ1名選出し(そうでない場合もある)月1回開催される本会に出席し、各部の目標や対策を話し合ったり、決定事項を学級に伝えたりします。

生徒総会

年1回開催され、生徒会予算・決算や重要事項を決定します。

3 部活動

運動部

野球部(男女)、サッカー部(男女)、バドミントン部(女子)
 陸上部(男女)、ソフトテニス部(男女)、卓球部(男女)、剣道部(男女)
 バレーボール部(女子)、バスケットボール部(男子)、水泳部(男女)

・上記の部の他、地域のスポーツクラブや道場に所属している生徒(ラグビー、空手道など)は、学校長の承認の下、中総体に出場しています。

文化部

吹奏楽部(男女)、美術部(男女)

4 主な行事(※日程の変更があります)

4月・・・始業式、入学式、学年PTA、学力調査
 5月・・・PTA総会、体育大会
 6月・・・市中総体、市中総体水泳・空手、期末テスト
 7月・・・全学年PTA、終業式、県中総体、生徒総会
 8月・・・実力テスト
 9月・・・始業式、合唱コンクール、2年修学旅行
 10月・・・市中総体駅伝、連合音楽会、
 11月・・・生徒会改選、教育相談、期末テスト
 12月・・・1年PTA、終業式
 1月・・・始業式、2年職場体験
 2月・・・学年末テスト、3年公立入試、1・2年PTA、送別遠足
 3月・・・卒業式、修了式

『入学用品販売』 3月19日(水) 10:00～11:00 武道場(玄関横)

★就学通知書(全員)提出

※当日購入できない場合、業者へ電話連絡後購入となります。土井首小・南陽小以外のご家庭におかれましては、採寸が必要な制服・ジャージ・シューズ等の入学用品については各業者に直接ご連絡いただき、採寸等の確認をお願いします。

【入学用品一覧表】

1 全員購入しなければならないもの

番	物 品 名	販 売 価 格	販 売 業 者	電 話 番 号
1	通学カバン 大容量Dパック (リュックタイプ)	7,500円	浜屋百貨店	828-8415
2 ※1	通学履 ウインブルドン051	3,500円	シューズオオイシ	861-3306
	通学履 グリッパ 38	3,500円		
3	体育館シューズ グリッパ-37 (グリーン)	3,000円		
4	上履き フロア-VK (ブルー)	1,050円		
5	シューズ袋 (ブルー)	300円		
6	アルトリコーダー	2,200円	アルス楽器	801-5580
7	美術用デザインセット ※2	3,800円	ゆとり教材	849-5735
8	A4スケッチブック(ケント紙・画用紙)	1,100円		
9	学校ジャージ(上着) S～3L (赤色長袖トレーニングシャツ)	4,800円	前田株式会社	837-8222
10	学校ジャージ(タイツ) S～3L (赤色トレーニングタイツ)	4,300円		
11	学校指定半袖体操服 (白色)	3,300円		
12	指定クォーターパンツ S～X0 (エンジ色)	3,100円		
13	体育用帽子	550円	坂本屋スポーツ	834-5050
14	女子冬用標準服(上着)	14,500円	浜屋百貨店	828-8415 (制服係)
15	女子標準服 (スカートかスラックス)	10,500円		
16 ※3	男女夏服ポロシャツ (白または紺)	4,400円		

※女子の制服はスカートかスラックスの選択制にしています。

17	女子夏服 (スカートもしくはスラックス)	7,000円	浜屋百貨店	828-8415 (制服係)
----	-------------------------	--------	-------	-------------------

2 ご希望があれば購入できるもの

1	女子用ブラウス	3,000円	浜屋百貨店	828-8415 (制服係)
2	女子用ソックス(4足組)	1,600円		

※1 通学靴は、色や形は特に定められていませんが、ウインブルドン051（白色）、グリップパー38（白色）を推奨します。

- ・入学用品の中で、兄弟等で譲り受けられるものに関しては使用しても結構です。ただし落書きをしていたり変形をさせたりしているものは違反なので使えません。新品であってもそのようなことをしたらきちんとしたものを再度買ってもらいます。
- ・価格は消費税込みの価格です。

※2 デザインセッケー式の詳細

品 名	単品購入価格
アクリルガッシュ 12 色 + 白 (13 本入り) Wパレット一体型	2, 3 5 0 円
平 筆 4 号	4 1 1 円
平 筆 1 号	3 1 3 円
彩 色 筆 中	4 2 9 円
面 相 筆 小	2 9 3 円
方眼入り溝定規 30 c m	3 3 0 円
三重筆洗器 (特製組み立て式安定型)	4 2 0 円
デザイン袋 縦型	7 2 0 円
単品での購入価格 合計	5, 2 6 6 円

※3 現行の制服のおさがりを着用しても構いません。新しく購入を希望される方はポロシャツを購入するようにお願いします。

- ◎ 男子学生服（上着、ズボン）につきましては、標準マークがついているものとしますので販売協力店で御確認の上、御購入ください。
（P 9 参照）
- ◎ 男子夏用ズボン（6, 8 0 0 円）につきましては入学後に希望者に採寸・販売を行うことができます。

保護者の皆様へ

長崎市中学校生徒指導主事部会
長崎市中学校標準学生服販売協力店

詰襟標準学生服の購入について

詰襟標準学生服につきましては、生徒指導主事部会と関係業者との協議により「標準学生服」のみを取り扱う「標準学生服販売協力店会」を組織し、詰襟標準学生服の販売をしているところです。詰襟標準学生服の購入については、下記の販売協力店より購入されますようお願いいたします。

お知らせといたしまして、詰襟の生産が毎年少なくなっております。購入は2月中旬頃までにご注文済ませていただく事をお勧めいたします。

記

詰襟標準学生服販売協力店一覧表

店 名	電 話	所 在 地
さ つ ま や	836-0032	茂木町1737
三 和 衣 料 品 店 会	892-0012	為石町2524
鈴 木 服 装 (株)	826-5181	馬町45番地
ス タ ー 服 装 (株)	861-3434	宝栄町1-20
鈴木服装イオンイトセピア店	846-1147	千歳町5番1号
アプレミディイオン東長崎店	839-8000	田中町1017
前 田 (株)	837-8222	田中町1264
ロ ゼ ハ ウ ス	841-0124	式見町208
(有)ユニックスタケヤ	844-0576	大橋町3-37
(株)ユニナガサキ	801-8333	滑石5丁目1-22
ユニナガサキ ココウォーク店	080-6472-1340	茂里町1-55
鈴木服装夢タウン夢彩都店	823-3131	元船町10-1

通級指導教室のご案内

1 通級指導教室とは？

- 通常行われている授業時間に、別の教室で、個別あるいは少人数で、自立活動等が受けられるシステムです。
- 昼休みや放課後に行う補充学習ではありません。

2 対象となる生徒は？

- 通常学級に所属していて、下記のいずれかに該当する生徒が対象となります。
 - ①集団での学習がやや苦手で、個別の指導によって効果が期待できる生徒。
 - ②学校生活の中で何らかの困り感がある生徒。
 - ③小学校時の基本的な学習内容が十分定着しているとは言えないため、中学校での学習内容の理解や習得に個別の配慮が必要と思われる生徒。

3 どんな内容を学習するの？

- 生徒の実態により、困難の軽減や改善を目的とした指導「自立活動」を行います。
- 生徒の実態によっては、小学校の基本的な「読み・書き・計算」にさかのぼって指導しますが、学習支援がメインではありません。

4 指導時間は、どれくらい

- 現在、個別指導で、週1～2時間程度をめどに行っています。

5 入級の手続きについて

- 中学校の通級指導教室の入級を希望する場合は、まずは別紙の入級申込書にご記入の上、小学校の担任の先生までご提出ください。

令和6年度 土井首中学校ルール

○髪型について

- ・頭髮は目に掛からない。
- ・襟足を長くしたり横だけを短くしたりしない。
- ・頭髮は肩に掛かったら結ぶ。(一部分を垂らすような結び方はしない。顔の前に垂れてくるような髪はピンで留める。) ゴムの色は紺・黒・茶とする。
- ・ヘアピンは黒または紺とする。(必要以上につけすぎない。カッチン止めは禁止。前髪には使用しない。)
- ・パーマは禁止。(ストレートパーマも禁止)
- ・眉を剃ったり、抜いたり、薄くしたりしない。

○服装について

- ・冬用制服の下にカットシャツ・夏用シャツを必ず着る。シャツは中に入れる。カットシャツ、夏用制服の下には、シャツ(白、黒、紺、灰、ワンポイントは可)を着用し、襟元から出るシャツは着用しない。
- ・ベルトの色は、黒、紺、茶とする。(ライン入りは不可。)
- ・スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- ・靴下は白、黒、紺とし、ワンポイントを可とします。
- ・通学靴については体育時にも使用できる運動シューズとします。
- ・名札は校内では常に着用し、冬服を脱いだ際もカットシャツを着用する。カットシャツの第1ボタンは閉める。ただし、上着を脱いだ状態では、カットシャツ(男女とも)の第1ボタンは開けてよい。
また、きちんと折ってからのシャツの袖をまくることは可とする。
- ・防寒着(セーター・トレーナー)は学生服の下に着用してもよい。色は白・黒・紺・茶・グレー・クリーム色の単色で、チェック柄・絵・文字は禁止するが、ワンポイントはよい。
- ・防寒具(マフラー、ネックウォーマー、手袋)は校舎内での着用はしない。色は防寒着に準ずる。コートは担任へ申し出る。防寒関係の着用時期は生徒指導部が連絡をする。
- ・防寒対策として、タイツの着用を許可する。色は黒・紺とし、タイツを着用する場合は靴下を履かなくてもよいが、体育の授業では靴下が必要となるので必ず持ってくること。
- ・制服の袖や裾から防寒着を出さない。
- ・ミサンガなどの装飾品を付けない。
- ・カバン、補助バッグにキーホルダーや、色をつけたり、シールなどで細工したりしない。

※異装の生徒は、保護者に連絡した上で、一旦帰宅をして、改善した上で再登校する。

○校内生活について

- ・2分前着席→1分前黙想。
- ・授業がある日に、カバンなし登校(補助バッグのみ)をしない。
- ・シューズを忘れた生徒は各学年の先生に申し出て、貸出簿に必要事項を記入し、スリッパを借りる。
- ・傘も同様に、貸出簿に必要事項を記入し、傘を借り、翌日には返却する。
- ・運動場以外ではボールを使用しない。(くつろぎ広場も禁止)
- ・ボール遊びは昼休みのみ可。10分前の放送で必ず終了する。
- ・玄関の青、緑の踏み板の上は下履きで乗らない。
- ・くつろぎ広場は、下履きに履き替える。
- ・基本的に他学年の廊下は通らない。階段、トイレは決められた場所を使う。
- ・他のクラスには出入りしない。教室を空けるときは(移動教室など)、必ず施錠を行う。

※不要物(携帯電話等)は持ち込まない。持ち込みがあった場合には、担任が一旦預かり、保護者に直接渡します。

学校・警察 相互連絡制度の概要

平成 21 年 4 月 1 日から運用開始

本制度は、児童生徒の非行の防止と問題行動の解決について、学校と警察が連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的として平成 21 年 4 月 1 日から運用されています。

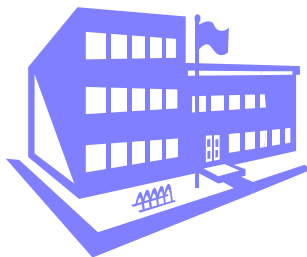
背景



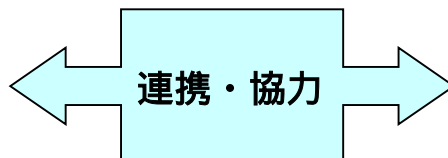
少年非行が深刻化し、凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、高度情報化社会の進展に伴い、新たな児童生徒に関する問題が起こっています。児童生徒の非行や問題行動は、早期発見・早期対応が重要であるため、学校と警察が児童生徒の健全育成を担う最前線の機関として、情報交換・連携を一層充実させることが求められています。

目的

児童生徒の非行の防止・問題行動の解決について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしながら、相互に理解を深め、連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的としています。



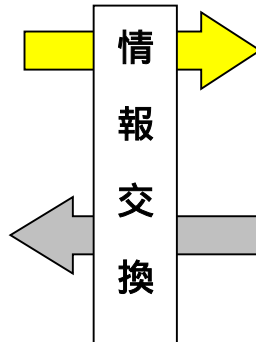
学 校



警察署

学校が把握した児童生徒の非行や問題行動のうち、校長が警察署との連携が必要であると認める事案（犯罪性があり、学校の再三の指導にもかかわらず、指導に従わず解決できない事案など）。

基本は、学校と保護者の協力により解決する。



- 1 警察が取り扱った非行事案（犯罪行為全般）
- 2 その他刑罰法令に触れる事案やそのおそれがある事案
- 3 飲酒、喫煙、深夜徘徊などを繰り返す場合

該当する全ての事案が連絡されるわけではない。

いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
(※)

{	一	いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
	二	いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

- 学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

児童虐待防止法（概要）

1. 児童虐待防止法とは？

正式名称を「児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）」といい、平成 12 年（2000 年）に施行された法律です。児童（満 18 歳に満たない者をいう）の面倒をみる大人からの虐待を禁止し、児童の人権を守るために作られました。

2. 児童虐待の分類

- 身体的虐待…身体に傷を負わせるような行為
 - 性的虐待……性的な行為やいたずら、性的関係を強要する行為
 - ネグレクト…子どもの健康・安全への配慮を怠るなど、保護者としての責任を著しく怠る行為
 - 心理的虐待…言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもの心を傷つける行為
- 法律では、保護者だけでなくいかなる人でも児童に対して虐待することを禁止しています。

3. 国や地方自治体の責務

国や地方自治体は、児童虐待を早期に発見・予防するため以下のような支援や研修の整備に努めなければなりません。

通告義務と早期発見への努力義務

児童虐待を発見した場合、自治体に設置されている福祉事務所もしくは児童相談所に通告する義務があります。これは、児童虐待防止法第 6 条に定められているすべての国民に課された義務です。

また、学校や病院など児童福祉に関わる場所に勤務している人は、児童と身近に接する立場にあることから発見・防止が期待されています。学校や児童福祉施設では、児童や保護者に対して児童虐待を防止するための教育や啓発も求められています。

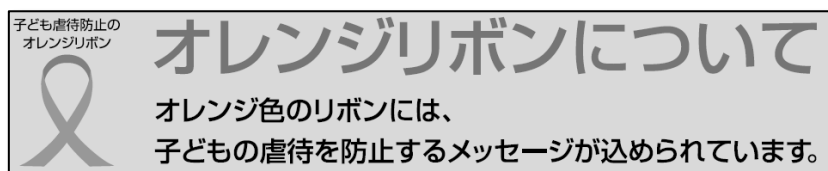
4. 児童虐待が子どもに及ぼす影響

虐待を受けた子どもたちは、心身に深く大きな傷を負います。本来、第一に子どもを愛し、守ってくれる存在である保護者からの攻撃は、子どもの逃げ場を奪い、心身、情緒、行動、人格形成などに深刻な影響を与えます。その影響は長期に及ぶこともあります。

全国の児童相談所が対応した虐待相談件数は平成 23 年度（2011 年度）では 5 万 9,919 件でしたが、令和 3 年度（2021 年度）には約 3.5 倍の 20 万 7,659 件に増加しています。この背景には児童虐待に関する情報や通告窓口の存在が普及したことなども考えられますが、虐待の母数そのものが増えている可能性もあります。

児童虐待には、身体的な苦痛以外にも言葉の暴力やネグレクトなど精神的な苦痛も含まれます。たとえ親がしつげだと考えていても、児童が健康に育ち安全な環境を脅かす行為は禁止されています。

（「長崎市児童虐待防止対応マニュアル」（令和 4 年度改訂版）長崎市子育てサポート課から抜粋）



令和7年 2月 1日

土井首中学校 保護者 様

長崎市立土井首中学校
PTA 会長 本村 茂雄
校 長 丸山 博文

「t e t o r u」の導入について

余寒の候 保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、学校、PTA等の連絡ツールとして「さくら連絡網」を使用していましたが、令和7年度から「t e t o r u」を利用した連絡に変更いたします。

つきましては、1・2年生保護者様におかれましては、2月末までに別紙「連絡アプリt e t o r uのご利用登録への案内」にて登録していただきますようお願いいたします。「連絡アプリt e t o r uのご利用登録への案内」は、個人のIDやパスコードが記載されていますので、取り扱いには十分注意してください。

なお、令和7年3月の1ヶ月間を試行期間として、「さくら連絡網」と「t e t o r u」を併用します。欠席の連絡についてはどちらを利用してもかまいません。同じ連絡が2つのアプリから届くこととなりますがご了承ください。

また、「t e t o r u」に完全移行する令和7年4月には「さくら連絡網」のアンインストールをお願いします。

※新年度については、「t e t o r u」に登録いただいたアカウントを、学校の方で進級処理して使用できるようにします。新入生については、入学式の受付にて「連絡アプリt e t o r uのご利用登録への案内」を配付します。

※長崎市では、令和6年9月26日から「直接連絡（自治体連絡）機能」が運用開始となっています。

直接連絡機能：学校を介さず、長崎市から保護者へ直接連絡ができる機能

長崎市立土井首中学校
電話：878－3611
担当：教頭 西津 邦彦

令和7年2月18日

新入生保護者 様

長崎市立土井首中学校
校 長 丸山 博文

令和6年度 入学式について（御案内）

春寒の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。本校教育活動の推進にあたりましては、かねてから格別の御理解と御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本校の第79回入学式を下記のとおり挙行いたします。つきましては、御多用のことと存じますが、ぜひ御出席いただき、新入生の輝かしいスタートを祝福していただきますよう御案内申し上げます。

記

1 日時 令和7年4月8日（火） 午前10：00開式

2 式場 本校体育館

3 入学生日程 ※ 8:30までに登校。玄関付近で学級を確認し各教室へ。
(補助バック・筆記用具・ノート・上履き)

学級活動 8：30～ 9：30

入学式 10：00～10：45

学級活動 11：00～11：50

下校 11：50（給食はありません）

- 4 その他
- 保護者の受付は体育館入り口です。玄関で学級を御確認し、9時50分までには席にお着きください。
 - 式後、体育館でPTA入会式が行われます。
 - PTA入会式後、学級活動を御参観していただきますので、スリッパを御用意ください。
 - 敷地内の駐車スペースに限りがありますので、自家用車での来校は御遠慮ください。（えがわ公園および近隣のコンビニエンスストア等への駐車もご遠慮ください）
 - 式の進行状況により、予定時間が前後することもありますので、あらかじめ御了承ください。
 - 式の日程等、何か変更することがありましたら土井首中学校 HP でお知らせしますのでご確認ください。

土井首中学校 HP



担 当：教頭 西津邦彦
TEL：878－3611